

## 社会福祉法人 相幸福社会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすく、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日
- 2 内 容

目標1：計画期間内に子供が生まれる男性職員について、制度のパンフレットを作成して職員に配布し、男性職員1名以上の育児休業の取得をめざす

<対策>

- 令和 2年 9月～ 男性も育児休業を取得できることを再度周知するため、管理職を対象とした研修会の実施
- 令和 2年10月～ 育児休業の取得希望対象者に説明会の実施

目標2：令和3年9月までに、時間単位の年次有給休暇制度の導入をめざす

<対策>

- 令和 2年 5月～ 現状を把握するため職員への聞き取り調査
- 令和 2年10月～ 各部署の調査の結果を取りまとめる
- 令和 3年 4月～ 管理職を対象とした研修会の実施
- 令和 3年 7月～ 規則等の改正案の作成

目標3：計画期間内に、子供が保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」実施をする

<対策>

- 令和 2年 5月～ 各部署の年間行事を把握し、子どもが参加できる行事を選定する。
- 令和 2年10月～ 各部署の行事への参加から取組む。
- 令和 3年 4月～ 管理職を対象とした研修会の実施
- 令和 3年 7月～ 子ども参観日実行委員会の創設

目標4：出産等の理由から退職した職員について、計画期間内において2名以上優先的に再雇用する。

<対策>

- 令和 2年 5月～ 法人内での受入れ体制の整備の実施
- 令和 2年 7月～ 退職される職員に制度の周知をする。